

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 25 日

指定障がい福祉サービス事業者
指定障がい者支援施設設置者
指定障がい児通所・入所支援事業者 各位

福岡市福祉局障がい在宅福祉課長
福岡市こども未来局障がい児事業所指導課長

令和 8 年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る
「処遇改善計画書」に係る提出期限について

平素より、本市の障がい福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 8 年度の福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、処遇改善加算という。）の取得に係る「処遇改善計画書」（以下、計画書という。）につきましては、厚生労働省及びこども家庭庁より、様式の見直しのため、令和 8 年 4 月又は 5 月分の処遇改善加算を算定する場合、計画書の提出を同年 4 月 15 日まで延長する予定である旨の連絡を受けましたのでご連絡いたします。

なお、見直し後の様式は、3 月上旬に発出される予定とされており、厚生労働省及びこども家庭庁からの正式な通知を受け次第、当事業における計画書の提出日や様式等をホームページ等でご案内させていただきます。

令和 8 年度当初の特例（予定）

令和 8 年 4 月又は 5 月分の処遇改善加算を算定する場合は、令和 8 年 6 月以降の申請と併せて、同年 4 月 15 日までに計画書を都道府県知事等（福岡市で指定された事業所は福岡市）へ提出する。

（参考）通常の取扱い

加算を取得する月の前々月の末日までに、都道府県知事等へ提出する。

※「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 7 年 3 月 7 日障障発 0307 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 こども家庭庁支援局障害児支援課長）参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/001445512.pdf>

| |
|---|
| お問い合わせ 〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 福岡市福祉局障がい在宅福祉課 電話番号：711-4985 福岡市こども未来局障がい児事業所指導課 電話番号：711-4987 |
|---|